

自治会名簿更新について

拝啓 晩秋の候、会員の皆様にはますます益々健勝のこととお慶び申し上げます。

今年度は3年に1度の会員名簿更新時期にあたり、去る10月には各班長さんを通じて名簿の確認をさせていただきました。ご協力いただきありがとうございました。

その際、緊急連絡先の登録も行えるようにしました(多数のご登録ありがとうございました)。この取扱いについて下記に整理いたしましたのでご連絡いたします。

また、更新した会員名簿は、「自治会会員名簿管理規定(松風台自治会規程 No.9)」および「松風台自治会個人情報取り扱い規定(松風台自治会規程 No.11)」に基づいた取扱いとなり、個人宅への配布はできませんのでご了承ください。

敬具

記

●緊急連絡先の登録について

- ・緊急連絡先については、これまでの会員名簿同様個人情報となりますので取扱いは会則に基づいて管理いたします。ただし、登録する/しないは会員の同意が前提ですので強制ではありません。
- ・今回(今年度)、緊急連絡先についてもお尋ねした理由は、「会員の中には高齢者が増え、自治会としても助け合える体制を整えたい」と考えたからです。全ての状況に対応できるかわかりませんが、例えば下記のような想定をしています。
 - 想定1) あるお宅の様子がおかしいのを隣家が気付き、班長、会長へ連絡したが、警察や消防が到着するまでには時間がかかり、一刻の猶予もなさそうな時に緊急連絡先の方と相談することで早めの対応ができるかもしれない。
 - 想定2) 回覧物が回らない、集金ができない等でなかなか連絡がつかない場合に、相談先として緊急連絡先の方と相談したい。
- ・緊急連絡先については、『会員名簿』には記載しません。各班長への当該班の名簿配布時は緊急連絡先の「有/無」を明記するのみとします。登録内容は、各年度の四役と名簿を管理/更新するメンバまでの開示とし、厳重に管理いたします。
- ・緊急連絡先の変更や追加、削除等は、各班長を通じて四役へ連絡をお願いします。

※上記を踏まえ、改めて「登録を追加/変更したい」「登録をやめたい」等があれば、各班長までご連絡ください(11/15以降、更新した会員名簿の最終確認タイミングがあります)。

以上